訪問介護重要事項説明書

１．当社が提供するサービスについての相談窓口

電話　０２８－６３８－１６５０　（午前９時～午後６時まで）
担当　広瀬　光弘

２．当社の概要

事業者名称	株式会社しおり
代表者名	代表取締役　箕輪　和子
本社所在地	千葉県柏市富里１－１－２
電話番号/ＦＡＸ	電話０４－７１６０－２６６６ / ＦＡＸ０４－７１６０－２６６７
法人設立年月日	平成２５年７月１０日

３．利用事業所の概要

（１） サービス種類と地域

事業所名称	訪問介護 きらら
所在地	栃木県宇都宮市鶴田町２５６１－２
電話番号/ＦＡＸ	電話０２８-６３８－１６５０ / ＦＡＸ０２８-６３８－１６４９
サービス種類	・訪問介護　（指定０９７０１０９５６７）
その他のサービス	・訪問型サービス相当　（指定０９Ａ０１０１０４７） ・障害福祉サービス居宅介護・重度訪問介護 （指定０９１０１０４３５５）
通常の事業の実施地域	宇都宮市
運営方針	きららでは住み慣れた地域社会で生活することができるよう、利用者の立場に立って自立を支援するとともに、利用者が安らかな日常生活ができるよう心掛けています。 私たちは、いつでも・どこでも・利用者のニーズに基づいて速やかに対応することをモットーに利用しやすいサービスを目指しております。必要な時に必要なサービスを利用できる体制を備えております。 きららの専門スタッフは、より質の高いサービスと利用者や家族にとって親しみやすい家事・介護のサポートとして日頃から鋭意努力し、より高度で専門的な学習や研修を行いケースマネジメントシステムで、継続的なケアを行っております。 利用者に信頼され誰からも期待される社会的評価の高い「訪問介護きらら」となることを基本理念として活躍していきます。

（2）事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者・サービス提供責任者	介護福祉士	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		2名
訪問介護員	介護福祉士		4名	4名
	1～2級修了者		9名	9名
事務員			1名	1名

（3）営業日及び営業時間

①営業日は、月曜日から日曜日までの全日とします。ただし、12月31日から1月3日までを除きます。

②営業時間は、午前9時から午後6時までとなります。

（4）サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8：30～17:30	早朝 6：00～8：00	夜間 18：00～22：00	深夜 22：00～6：00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	

※時間帯により料金が異なります。

4．サービス内容

(1)　身体介護

- 食事介助……食事の介助を行います。
- 入浴介助……入浴の介助を行います。
- 排泄介助……排泄の介助、オムツの交換を行います。
- 清　　拭……入浴が困難な方を対象に身体を拭きます。
- 体位変換……体位の変換を行います。

(2)　生活援助

- 買　　物……利用者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）
- 調　　理……利用者の食事の用意を行います。
- 掃　　除……利用者の居室の清掃を行います。
- 洗　　濯……利用者の衣類などの洗濯を行います。

5．利用料金

(1)　利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合、費用は以下の通りとなり介護保険負担割合証に記された割合が自己負担となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額は自己負担となります。

【基本料金】　（単位：単位数）

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	以降30分 増すごとに
	１６３	２４４	３８７	５６７	８２
生活援助	—	20分以上 45分未満	45分以上	—	—
	—	１７９	２２０	—	—

※宇都宮市の地域区分は「６級地」であり、料金表の単位数に１０．４２円を乗じます。
※基本料金に対して、早朝（午前６時～午前８時）・夜間（午後６時～午後１０時）帯は，２５％増し、深夜(午後１０時～午前６時)帯は５０％増しとなります。
※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
※厚生大臣が定める要件を満たす利用者、かつ、利用者の同意を得て２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。

【加　算】　（単位：単位数）

初回加算		２００単位　（初回のみ）
緊急時訪問介護加算		１００単位　（1回の要請に対し1回）
生活機能向上連携加算	（Ⅰ）	１００単位　（1月につき）
	（Ⅱ）	２００単位　（1月につき）
介護職員等処遇改善加算　（Ⅱ）ロ		所定単位数×２６．６％（1月につき）

① 初回加算
新規の利用者へ同月内に、サービス提供責任者が自らサービスを行う場合又は他の訪問介護員等がサービスを行う際に、同行訪問した場合加算されます。

② 緊急時訪問介護加算
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたとき、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にないサービス（身体介護）を行った場合加算されます。

③ 生活機能向上連携加算
利用者の在宅における生活機能向上の為、訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所の専門職が自宅を訪問する時に、サービス提供責任者が同行するなどして共同でアセスメントを行い、訪問介護計画を作成し、専門職と連携してサービスを行った場合に加算されます。

④ 介護職員等処遇改善加算
介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。
※所定単位数・・・基本報酬に各種加算を加えた総単位数

(2)　交通費

前記３の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、交通費の実費(実施地域を越えてからサービス提供場所までの往復距離（１ｋｍあたり）×３０円)がかかります。

(3)　キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先０２８－６３８－１６５０　担当：広瀬光弘)

①前日までにご連絡いただいた場合	無料
②当日、サービス開始の３時間前までにご連絡いただいた場合	該当日の料金の１５％
③それ以降(ご連絡がなく、訪問介護員が到着してしまった場合も含む)	該当日の料金の５０％

(4)　その他

① 利用者宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話の費用は利用者のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月、２０日頃までに前月分の請求書を郵送し、月末に指定口座より引き落としとなります。

６．緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

病院	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

７．サービス内容に関する苦情相談

① 相談・苦情担当

きららエコーライン　　電話　０２８－６３８－１６５０
管理者　広瀬　光弘

第三者委員会　　電話　０４－７１６０－２６６６
株式会社しおり
太田　達郎
電話　０８０－５４９７－４９６７
株式会社しおりＨＤ
箕輪　典夫

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

栃木県国民健康保険団体連合会　　電　話：０２８－６４３－２２２０

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課　　電　話：０２８－６３２－８９８９

８．サービスの利用にあたっての留意事項

サービス利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者、家族等からの金銭又は高価な物品の授受
③ 他の家族等に対するサービスの提供
④ 利用者、家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑤ 利用者、家族等に行う迷惑行為

(3) サービスの提供の際は、事故やトラブルを避けるために次の事項にご留意下さい。

①訪問介護員は、年金の管理・金銭の借貸等、金銭の取扱いは行いません。
（生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは行います）
②サービス提供時、犬等ペットの放し飼いはサービスの妨げになります。安全な場所に繋ぐ等をお願いします。

(4) 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員等又は当事業所へご連絡ください。

(5) 利用者が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに市町村に通報いたします。

重要事項について本書を交付し、説明しました。

法　人　名　　株式会社 しおり

住　　所　　栃木県宇都宮市鶴田町２５６１－２

代　表　者　　代表取締役　箕輪　和子

事　業　所　　訪問介護 きらら

説　明　者　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、重要事項について説明を受け内容に同意し、交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

＜住　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜利用者＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜住　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜代筆・代理人＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄（　　）